

NO.	回答時期	サービス種別	項目	質問内容	回答内容
1	2009年4月	認知症対応型共同生活介護	認知症専門ケア加算	<p>平成21年4月改定関係Q&A(vol.1)について」問114から 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者の割合について、 届出の属する月の前3月時点での直近の自立度で判断する必要があるのか。 その場合、認定が届出の属する月の前3月以前に出ている利用者については、その時に認定された自立度は直近の自立度とは違うと思えるが、その場合、直近の日常生活自立度をどのように判断すればいいのか。</p>	<p>前段として、愛知県指定指導グループのホームページの平成21年4月改定関係Q&Aの右横にあります「Q&Aに関する留意事項について」において、「日常生活自立度の判定については、認定審査時の主治医意見書等の判定結果が原則だが、日常生活自立度に変化が生じている場合には、主治医が改めて診断した結果の判定を活用することとし、その際には、医師のカルテ及びサービス計画書等に記録をしておくこと」とあります。</p> <p>このことから、届出の属する月の前3月以前の認定の場合でも、原則その際の主治医意見書で日常生活自立度を判断していただくことになります。</p> <p>ただし、認定日以降、日常生活自立度に変化があり、認定の際の主治医意見書の判定が直近の日常生活自立度と異なるようであれば、主治医が改めて診断し、その結果を活用していただくことになります。その際には、医師のカルテ及びサービス計画書等に記録をしていただく必要があることを重ねて申し添えます。</p>